

修学に関する貸付のご案内

生活福祉資金貸付制度について

福島県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しており、その中で修学に関する費用の貸し付けも行っています。

貸し付け対象世帯

低所得者世帯
世帯収入が生活扶助基準額の1.7倍以下
(家族構成により基準額は異なります)

※この制度は、必要な資金の貸し付けを他から受けることができない世帯が対象となることから、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金、日本政策金融公庫、その他金融機関からの貸付が利用できる場合は、そちらの貸付が優先となります。

生活福祉資金貸付（教育支援資金）制度

高校、専門学校(専修学校専門課程)、短大、大学への就学に必要な入学金や制服などの経費、授業料・通学定期代など修学経費を無利子でお貸しする資金です。

【資金の種類と内容】

資金種類	対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援費	修学に必要な経費 (授業料、参考書、 学用品、通学定期代、 賃貸アパート家賃など)	①高等学校(専修学校高等課程を含む) 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学(専修学校専門課程を含む) 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	卒業後 6ヵ月以内	据置期間 経過後 20年以内
就学支度費	入学に際し必要な経費 (入学金、制服代、 教科書代など)	500,000円以内	卒業後 6ヵ月以内	据置期間 経過後 20年以内

※就学する方が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり申込みとなります。

※世帯の収入状況によっては、連帯保証人を立ててもらうことがあります。

※貸付限度額では不足する場合、条件により限度額の1.5倍まで貸付けられることがあります。

※就学支度費の申請期間は、入学後2ヵ月以内となります。

生活福祉資金貸付（福祉資金）制度

修学旅行費用、義務教育入学に係る経費など、日常生活上一時的に必要な経費をお貸しする資金です。

資金種類	対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	修学旅行費、入学時の 学用品購入費、 制服代など	500,000円	6ヵ月以内	据置期間 経過後 3年以内

※連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は据置期間経過後、年1.5%の利子がかかります。

ご利用に際しての留意事項

- (1) 本資金は、借入世帯の生活の安定や自立を図ることを目的としていますので、申込時から償還完了まで、地区担当民生委員及び三島町社会福祉協議会が相談支援を行います。
- (2) すでにご購入・お支払い済みの経費は貸し付け対象にはなりません。
- (3) 借受申込書に必要書類を添付してお申込みいただきます。申込内容を審査し、決定後に送金しますので、お申し込みから送金までに約1ヵ月かかります。
- (4) 合格・入学前に申し込み可能ですが、初回送金前に必要な書類をご提出いただく必要があります。
- (5) 償還期間内に償還完了できない場合、残元金に対し年5%の延滞利子が日割りで加算されます。

▽生活福祉資金貸付に関するご相談・申込み手続き窓口▽
地区担当民生委員もしくは三島町社会福祉協議会までお気軽にご連絡ください。

【三島町社会福祉協議会 電話52-3344】

